

**令和2年 第10回**

**甲斐市農業委員会議事録**

**令和2年9月28日**

1 日 時 令和2年9月28日(月) 午後2時～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第18号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件  
報告第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件  
議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請の件  
議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件  
議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員 3番 有泉 善人 委員、4番 山本 重高 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 箭本 太

農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後2時32分

【事務局長】 只今より令和2年第10回の総会を始めさせていただきます。  
はじめにあいさつを交わしたいと思います。その場でご起立をお願い  
致します。

相互に礼。

ご着席ください。

はじめに神澤副会長より開会のことばをお願い致します。

【神澤副会長】 (あいさつ)

令和2年の第10回の甲斐市農業委員会総会を開催致します。よろし  
くお願い致します。

【事務局長】 ありがとうございました。  
続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただきます。会長よろしくお  
願い致します。

【議長（会長）】 (あいさつ)

それではよろしくお願い致します。

本日の出席委員は19人です。定足数に達しておりますので直ちに会  
議を開きます。

---

(日程第1  
議事録署名委員の  
指名)

【議長】 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員につきましては、3番有泉委員と4番山本委員を指名  
致します。

---

(日程第2  
会期の決定)

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事)

(報告第18号)

【議長】

それでは議事に移ります。報告第18号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号9番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

まず、総会の通知をしましたが、お持ちでしょうか。忘れられた方がいらっしゃれば用意がしておりますが、よろしいですか。

資料1ページをお願いします。

農地法第4条第1号第8項ということで届出になります。農地法第4条というのは、所有者が変わらず地目を変更する場合があります。第1項は何かといいますと、許可申請不要がいくつかありまして、第8号に市街化区域は申請不要ということになります。農地法施行令第3条第1項の規定により転用の届出になります。甲斐市農業委員会事務専決規程第3条に届出の場合については、専決処分ということで、事務を進めさせていただいて総会において報告をさせていただくということになっております。

番号9番になります。地図も一緒に郵送させていただきましたが、1ページになります。

●●番地、地目田、636㎡他1筆合計638.24㎡を、●●番地、●●さんが宅地分譲3区画にするため届出が出ています。

説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

	質問がある方はいらっしゃいますか。
【山本（賢） 委員】	はい、18番山本です。 ●●さんは宅建の許可を持っているのですか。
【事務局】	はい。 こちらは造成だけして、あとの販売は別の業者になります。 市街化（区域）につきましては宅地分譲が可能になっています。市街化以外は建売分譲になりますが、市街化区域宅地分譲がOKなので、販売の時には業者が行うと思います。
【山本（賢） 委員】	そうすると免許を持っていなくても可能ということですか。 普通だと農地法では他法令の絡みがあって、2つ以上をやる場合は宅建の許可がないとできないはずですが、そこらへんなのですが。
【事務局】	こちらは開発の方で●●さんの名前で宅地分譲が出ております。これは同時の進行で進んでおりまして、開発の協議書が出ております。
【議長】	よろしいでしょうか。 他に質問がある方はございますか。  (なしの声)
【議長】	なければ本件の報告を終了致します。
-----	
(報告第19号)	
【議長】	報告第19号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。 事務局に番号39番～41番の説明を求めます。
【事務局】	はい、議長。 資料の2ページをお願いします。 こちらについても市街化区域ということですが、5条は所有権が変わる、地目も変わるのが農地法5条になります。市街化区域ということで届出になります。 甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をいたしましたので報告をさせていただきます。

番号が 39 番、地図は 2 ページをお願いします。

●●番地、地目田、面積 792 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲 2 区画にするための届出が出ています。

続きまして番号 40 番、地図は 3 ページになります。

●●番地、地目田、面積 12 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 43 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、駐車場等にするための届出が出ています。こちらは追認案件ということで以前から農地以外として使用をしていたため、経過理由書を付けていただいております。

続きまして番号 41 番、地図は 4 ページになります。

●●番地、地目田、面積 85 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 197 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに使用貸借、無償ということになりますが、自己用住宅にするための届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

ないようですので、本件の報告を終了致します。

(議案第 36 号)

【議長】

次の議案に移ります。議案第 36 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。事務局に番号 22 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 3 ページをお願いします。番号 22 番、地図は 5 ページになります。

●●番地、地目が田、面積 1,004 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は8,694㎡、双葉地区に農地を所有しております。説明会でも説明をさせていただきましたが、3反要件、甲斐市については3,000㎡以上を経営している方という条件が付きますが、満たしております。水稻の作付けを予定しており、所有している機械はトラクター、ハーベスター、田植機、バインダーです。

写真は南西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を1番中村委員にお願い致します。

【中村委員】

はい。

9月19日に現地調査に行った結果、問題はなしと判断致しました。ご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

次に中村眞知子推進委員に意見を求めます。

【中村（眞）  
推進委員】

はい。

問題はない土地だと思います。よろしく申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

（なしの声）

【議長】

質問がないようでございますので、番号22番を許可とすることに異議ございませんか。

（異議なしの声）

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

次の案件については、●●委員に関する案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、●●委員には暫くの間退席をお願いします。

（●●委員退席）

【議長】 それでは番号 23 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

案件につきまして、関係者の方が委員となっている場合は、一端退出をしていただくことになっておりますのでよろしくお願いします。

番号 23 番です。地図は 6 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 478 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は 12,664 m<sup>2</sup>で 3 反要件を満たしております。●●さんは●●の中心的なメンバーで、ネギの作付けを予定しております。所有している機械はトラクター、ネギの収穫機、動力噴霧器、スピードプレイヤーです。

写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を 9 番小林委員にお願い致します。

【小林（豊）

委員】

はい。  
9 月 17 日の午後に会長、副会長、推進委員と 4 人で調査しました。購入予定の隣接地はネギの作付けをしまして、土地を購入して規模を拡大するという事で、特段問題はないと思います。

以上です。

【議長】 次に小林推進委員に意見を求めます。

【小林推進委員】

はい。

ご覧の写真のとおりでございます。この写真では見にくいですが、左手の方に申請人の耕作地がありまして、現在ネギを栽培している状態で、結構若くて頑張っている人でございますので、特段問題はないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございますので、番号 23 番を許可とすることに異



議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

それでは●●委員の入室を認めます。

(●●委員入室)

【議長】 ●●委員にご報告致します。  
番号 23 番は許可されましたのでお知らせ致します。

(議案第 37 号)

【議長】 次の議案に移ります。議案第 37 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 8 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 4 ページをお願いします。

農地法第 4 条の許可申請の件です。こちらについては市農業委員会で許可相当として、県へ送って県の許可ということになっております。

番号 8 番になります。地図は 7 ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積 1,986 m<sup>2</sup>の内 7.41 m<sup>2</sup>を●●番地、●●さんが営農型太陽光発電のための支柱部分の一時転用の許可申請が出されました。

営農型太陽光発電でございますが、あくまでも農地でございます。農地で太陽光発電を行いながら営農することで、国で認めているところがございます。支柱部分について一時転用を行い、原則 3 年間、毎年 1 回農地を耕作しているか報告を義務付けております。一時転用については 3 年ごとに更新になります。耕作をしていないということであれば、3 年ごとの更新はありません。認めないということになります。

パネル設置枚数は 264 枚、支柱が 77 本、引き込み柱 1 本です。パネル下の農地面積は 801 m<sup>2</sup>、最低の支柱高さが 3m、発電出力 49.5kw/h、平成 30 年 10 月の設備認定書、隣接耕作者の同意書等の添付があります。

●●さんはこちらで利用権設定、耕作権を既に取得をしている上で、

太陽光発電を行いながら、パネル下でブドウの作付けを予定しています。

写真は北側から撮影をしたものです。

説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を14番猪股委員にお願いします。

【猪股委員】

はい。

9月17日に会長はじめ副会長と現地調査を行いまして、何ら問題ないことを報告致します。

【議長】

次に中村恭全推進委員に意見を求めるところですが、電話で連絡を取っているところですが、連絡が取れませんので、一応私も現地調査をしたところ、私からそんなに詳しく言えませんが、双葉地区で私は竜王です。一目見たから分かるものではないのですが、普通の判断からすれば問題はないと思いますので、よろしいでしょうか。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【花田委員】

はい、2番花田です。

いつも営農型というのが出てきますが、実際にカキを植えるとかそういうものですが、植えていないところが若干あったりしているんですけど、調査の方をもうちょっと厳しく指導できるようにしていただかないと（営農型太陽光発電施設を）作るだけ作って、ギリギリまで何も植えないというのはちょっとまずいのかなと思うけど、そのへんは事務局どうですか。

【事務局】

はい。

他にもあちこちで営農型太陽光が出ていますが、年度末に報告を求めています。事務局でも気になるところは見に行ったり、近くにいった時等寄ったり、草が生えているとか、農作物が植えられていない場合とかは、早め早めに指導をしていくつもりです。今回はこの下でブドウを植えることになっていますが、実際にブドウの栽培をする方が、既に別の所、●●でやっていることがございまして、そこはかなりきれいにやっていますので、大丈夫かなと思います。早め早めに指導をしていく予定であります。

【猪股委員】 はい。  
予定している方は（別の営農型太陽光発電で）3年くらいカキを植えてきれいに手入れをしており耕作をしています。

【議長】 その他ご質問がある方はございませんか。

【柳本委員】 先程出された画面で、発電のパネルの下の方（南側）も許可の対象となっているわけでしょ。全域が太陽光の発電の装置ではないように見えますが、どういう扱いになっているのでしょうか。

【事務局】 はい。  
空いている（パネルがない）所もシャイマスカット、ブドウを予定しております。今回は4条ですので、あくまでもポールの部分のみを一時転用し、他は農地として使ってくださいということになっています。

【柳本委員】 1筆の中の利用が違う場合でも、1筆扱いでしょうか。

【事務局】 はい。  
全体的にパネルは設置していませんが、県にも確認をしましてOKということです。あくまでも今回の4条の場合はポールの部分のみを一時転用して、全体でブドウを植えるという計画です。

【議長】 よろしいですか。  
他にございますか。

（なしの声）

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

---

（議案第38号）

【議長】 それでは次の議案に移ります。議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。  
事務局に番号42番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の5ページをお願いします。地図は8ページをお願いします。

こちらは農地法第5条の許可申請ということで、所有権も変わり、地目も変わるもので、先程（農地法第4条）と同じように最終的には県の許可となっております。

番号42番です。●●番地、地目が田、面積226㎡他1筆、合計303㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さん、●●さんに使用貸借により、自己用住宅にするための許可申請が出ております。

10ha未満の集団農地で第2種農地、先日説明をさせていただきましたが、10ha以上の場合には1種農地で原則転用が難しい所となります。第3種農地は宅地化が進んでいる所です。どちらでもない中間的な所が第2種農地ということがございます。こちらは第2種農地と判断することができます。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接農地の同意書等から問題はないと考えられます。建築面積は59㎡、給排水は今年中に敷設される予定の西側の道路、地図で見ますと左側になりますが、上下水道本管に接続予定です。申請者は祖母と孫の関係になります。

写真は西側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を2番花田委員にお願い致します。

【花田委員】

はい、2番花田です。

去る17日に会長、事務局、推進委員さんと調査を致しました。場所的には●●の南に位置する所になりますが、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に興石推進委員に意見を求めます。

【興石推進委員】

別に問題はないと思っておりますので、ご審議をお願いします。

【議長】

それではこれより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございますので、番号42番を許可相当とすること

にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 43 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 43 番をお願いします。地図は 9 ページになります。

●●番地、地目が畑、面積 280 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により資材置場にするための許可申請が出ております。

10ha 未満の集団農地で第 2 種農地と判断することができます。申請書に添付された事業計画書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等から問題はないと考えられます。

碎石・砂利・残土・車両置き場として整備し、雨水は自然浸透の予定です。

写真は北側から撮影をしたものです。

説明は以上になります。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を 13 番坂本委員にお願い致します。

【坂本委員】 はい、13 番坂本です。

(写真を) ご覧のように隣が荒れてきていまして、今まで頑張って耕作をしてきましたが、高齢によるということで、資材置き場に転用することになりました。このまま荒れるよりは資材置き場にしてもらった方が隣の耕作者も助かるのではないかと思いますので、よろしくご審議の程お願いします。

【議長】 次に中島推進委員に意見を求めますが、本日欠席のため同行した私が報告します。

ここの畑は坂本委員と調査をした訳ですが、向かって画面左側の方は整備されておりますので、右側の方がちょっと草が生えていますが、こ

れが資材置場ということで、そんなに問題はないと思います。坂本委員の言われたとおりよろしくお願いします。

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 43 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 39 号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。議案 39 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。事務局に利用権設定の番号 45 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 6 ページをお願いします。こちらは農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画ということで、一般的には利用権設定ということであります。こちらは貸す人、借りる人の間に農業委員会が入る或いはもう一つ農地中間管理機構、こちらは県農業振興公社を通して貸し借りをするという内容になっております。説明会でも申し上げましたが、当事者同士で貸し借りをしている場合は、無許可ということで厳密には農地法に反しているということになります。

この利用権設定をしますと、農地台帳にも誰の土地が誰に貸しているというものが載ってきます。期間が終わると自動更新はしないで、更新をする場合は書類を出し直してもらうようになります。何年も経って代がかわったりすると分からなくなってしまうということ防ぐため、更新の場合は自動更新をしないということになっております。

番号 45 番、地図は一番最後の 10 ページをお願いします。

●●番地、地目が畑、面積が 1,025 m<sup>2</sup>を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 20 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

この利用権設定については、先程の3条の3反要件がなくても、新たに農業を始める方であっても下限の面積はありません。

小作料は10アールあたり1,659円、1,025㎡全体で1,700円になっております。ブドウの作付けを予定しています。

この方は●●のワイナリーで、ブドウの栽培をやっておりまして、自分でもブドウの栽培をやるということで、今回の申請が出ております。

説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題はなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号45番を承認することに決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。

有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】

(あいさつ)

総会を閉めたいと思います。

ありがとうございました。

午後2時32分 閉会